



## 家庭児童相談室の窓から

日本が子どもの権利条約を批准したのは1994年、今年で20年になります。そこで、当相談室の20年前を振り返ってみましょう。

当室の94年度の記録を見ると、ご相談約4割が家族の問題、4割弱が学校に関する問題（不登校、いじめ等）となっています。翌年、現在の相談体制（相談員を配置）に移行し、相談件数が増えますが、95年度は学校に関する問題（いじめ、不登校、教師不信、進路等）が全相談の約7割を占めるようになりました。その後も学校に関する相談の占める割合が多い傾向は続きますが、10年前から減少し、代わって子育てや虐待の問題、成人の方についてのご相談が増えてきました。

当室で学校に関する相談が減少した理由としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されるようになっ

たこと、子どもの相談を受ける社会資源が増えたこと、不登校への社会の理解が進んだこと、インターネットの普及で情報を得やすくなったこと等が考えられます。20年前に「子どもの人権」と言えば、校則、体罰など学校のありように関する問題が筆頭に挙げられたものですが、この20年で子どもを取り巻く環境が大きく変わったことが、ご相談からも感じ取れます。

果たして学校が子どもにとってどれほど居心地の良い場所になっているかはわかりませんが、子どもが相談する選択肢が増えたことは前進といえるでしょう。しかし、大事なことは、子どもの人権が大切にされる社会にどれだけ近づいているかということ。批准21年目の来年は、子どもの声に耳を傾けて子どもの参加を支援するおとなを増やしていくことを心がけていきたいと思います。

（家庭児童相談室 相談員 砂川真澄）



発行所 熊本学園大学付属社会福祉研究所

〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 ☎096-364-5161（内線1753）

発行人 所長 長友敬一 編集人 社会福祉研究所委員会

印刷所 コロニー印刷 ☎096-353-1291



■古紙再生率100%の再生紙を利用しています。

■揮発性有機化合物発生の抑止と紙のリサイクル性に優れた「大豆インキ」を使用しています。